

議第 5 1 号

高島市営バス事業に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 6 月 1 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市営バス事業に関する条例の一部を改正する条例

高島市営バス事業に関する条例（平成 1 8 年高島市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「生杉（朽木生杉 5 8 8 番地先）」を「村井（朽木村井 3 3 番 1 地先）」に改める。

第 8 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 4 5 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者およびその介護人（介護人を必要と認める場合に限る。）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。